

事務事業分析シート

No1

事務事業名	細街路拡幅整備事業	部課名	都市整備部建築課	課長名	菊池秀明
		担当者名	井上憲司	内線	2844
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	細街路拡幅整備助成費(33-95-50-01) 細街路拡幅整備事務費(33-95-75-01)				
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成	59年度	根拠法令等	建築基準法、東京都建築安全条例、荒川区細街路拡幅整備要綱	
終期設定	○有 ●無	年度			
実施基準	(法令基準内) (都基準内) (区独自基準)			計画区分	(計画) 非計画
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境			
	政策	快適な住環境の整備			
	施策	生活道路の環境整備			
目的	建築物の新築や建替え等の際に、建築主及び拡幅可能な敷地の土地所有者等の協力を得て細街路のみなし道路部分を拡幅整備することにより、幅員4mの道路空間を確保し防災性の向上及び住環境の改善を図る。				
対象者等	細街路に面した敷地で建築物の新築や建替え等を行う建築主及び拡幅可能な敷地の土地所有者等。				
内容	<p>建築基準法第42条第2項に規定する幅員4m未満の道路に面した敷地に、建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主、土地所有者の協力を得て、既存道路の中心から2mの位置を道路境界とし、後退部分に区が側溝の設置や路面舗装を実施して拡幅整備する。</p> <p>「整備の円滑化を図るための支援」</p> <ol style="list-style-type: none"> 助成金の交付 <ul style="list-style-type: none"> 後退用地の整地経費の助成(ガス・水道等の移設経費)@30,000円/m² ブロック塀・擁壁の移設@10,000円/m すみ切り部分の整地助成@60,000円/ヶ所 後退用地にかかる固定資産税等の非課税申告手続きを代行する。 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> 昭和59年 荒川区細街路拡幅整備要綱施行 昭和60年 荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱施行 平成2年 荒川区細街路拡幅整備要綱を一部改正し、助成金の交付を荒川区細街路拡幅整備要綱に包含し、荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱を廃止した。 				
必要性	この事業は、建築主や土地所有者の理解と協力を得て、建築基準法第42条第二項の道路を、幅員4mの明確な道路形態に整備するものであり、密集地域の防災性の向上と居住環境の改善に寄与する効果があり、必要性は高い。				
実施方法	<p>(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 (常勤) (非常勤) 臨時職員)</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築確認事前相談時に細街路拡幅整備事業の説明をする。 建築確認申請に併せて拡幅整備承諾書を受理する。 建築工事完了後に拡幅整備工事を実施する。(土木部道路課へ依頼) 拡幅整備工事完了後に助成金の交付申請を受理する。 助成金の交付並びに非課税申告の手続きを代行する。 				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	45,905	41,651	39,671	37,384	36,677	33,861	33,368	
①決算額(18年度は見込み)	38,193	36,475	34,576	31,828	26,425	30,332	31,000	
②人件費						23,216		
【事務分担量】(%)						320		
合計(①+②)	38,193	36,475	34,576	31,828	26,425	53,548	31,000	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	1,170	1,436	2,685	2,748	2,963	2,259	2,019	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	37,023	35,039	31,891	29,080	23,462	51,289	28,981	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	整備件数(件)	293	254	246	222	188	216	210
	整備延長(m)	3,350	2,663	2,249	2,335	2,202	2,530	2,300
	整備面積(m ²)	2,046	1,533	1,252	1,328	1,384	1,628	1,500
	すみ切り整備(ヶ所)	48	36	37	36	23	38	36

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	後退用地整備助成	29,720	後退用地整備助成	27,455	後退用地整備助成	27,075
	一般需要費	消耗品、印刷製本	708	消耗品、印刷製本	625	消耗品、印刷製本	679
	委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	6,249	後退用地非課税申告用資料作成委託	5,781	後退用地非課税申告用資料作成委託	5,614

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
標	① 後退用地整備率(%)	32	33	34	年間1%増	整備延長／整備対象道路延長両側
	② 拡幅整備承諾率(%)	93	93	94	95	承諾書受理／承諾書対象件数
	③ 公共施設後退整備箇所	88	88	90	104	120箇所、年3施設(学校1施設)

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> 細街路拡幅整備に対する法的強制力がないため、建築主や土地所有者の理解と協力が不可欠である。 防災生活圈区域内の補助制度では、都は、平成16年度から補助対象メニューの整理・改廃を行い、「防災都市づくり促進事業」として再構築したのに伴い、細街路の助成・整備費は事業期間又は計画事業費を超えた時点で、都の補助金が廃止される。よって防災生活圈促進事業区域内の補助金は、平成18年度をもって終了する。 公共施設での後退整備が遅れている。細街路拡幅整備を協力する周辺住民からの苦情・反発がある。公共施設での後退整備は、14年度庁議説明では36施設中4施設が整備済である。整備率は17年度末現在15.5%(248/1590.4m)である。なお、細街路対象公共施設の後退整備は120ヶ所のうち88ヶ所が整備済である。
実施状況	(実施 19 区 未実施 3 区) 23区実施率:82.6%

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	建築確認申請時の他に、隣地や向かいの敷地を調査し、拡幅可能であれば職員自らが足を運び、土地所有者等に整備事業の趣旨を理解させ協力を要請していく。	建物の建替え予定のない駐車場等空地进行を整備することにより、建物の建替え時以外でも整備が進んでいく(毎年年間10件程あり)。
②	防災生活圈促進事業の終了に伴ない、遅滞なく密集住宅市街地整備促進事業を導入・活用していく。	密集事業に移行することにより、細街路の整備費(道路課所管)については続行するので、積極的に活用する。
③	未整備の区の公共施設については、計画的に拡幅整備していく。	公共施設での後退整備を実施すると、その道路に面する建築主への承諾書もより協力が期待できる。

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
A	木造密集地域の整備が大きな課題になっているが、建築物の耐火性の向上とともにその消火、避難街路となる細街路を4mに拡幅整備することは、優先度が高く重要な施策である。

議会(要旨)質問状況	なし
------------	----

事務事業分析シート

No1

事務事業名	建築指導事務	部課名	都市整備部建築課	課長名	菊池 秀明
		担当者名	大西 一郎	内線	2841
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	建築指導事務費（35-09-50-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（19年）○ 18年）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	25 年度	根拠	建築基準法、ハートビル法、東京都建築安全条例、福祉	
終期設定	○ 有 ○ 無	年度	法令等	のまちづくり条例等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 (非計画)
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境分野			
	政策	都市基盤の整備			
	施策	総合的な市街地整備の推進			
目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令等に適合しているか否かを審査及び検査するとともに、建築物が適正に建築及び維持されるように、違反建築物等の是正、発生防止等の調査及び指導をし、区民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進を図る。				
対象者等	建築物の新築、増築又は改築等を計画する建築主及び既存建築物の所有者等。				
内容	<p>1 建築確認審査及び検査 建築確認の申請に基づき、道路、敷地、建築形態、設備等を建築基準法関係法令との適合を審査、確認及び検査を行なう。</p> <p>2 許可・認定 建築基準法関係法令に基づく許可及び認定。</p> <p>3 融資住宅の審査 住宅金融公庫の融資を受ける建築物を対象に、住宅金融公庫基準、法令等の適合性について書類及び現場審査を行なう。</p> <p>4 建築物の監察 建築物が適正に建築及び維持管理されるように、違反建築物の是正、発生防止等の調査及び指導を行なう。</p> <p>5 各種調査及び証明 建築物の着工、工事完了後の面積、経費及び建築物の除去等の実体を把握する建築実態統計調査を行なう。また、租税特別措置法に基づく住宅用家屋証明、道路位置指定証明を行う。</p>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和25年5月24日 建築基準法制定（11月23日施行） ・ 平成10年12月 建築基準法が大幅に改正され、建築確認・検査が民間の指定確認検査機関においても、実施可能となった。また、中間検査制度の創設が図られた。 ・ 平成14年7月 建築基準法の集団規定に関し各種制限の緩和が図られるとともに、シックハウスに係る規制を含めた措置が講じられた。 ・ 平成17年9～11月 アスベスト問題、建築確認にかかる構造計算書偽装事件が発生した。 ・ 平成18年6月 建築物の安全性確保を図るため、建築確認・検査の厳格化、指定確認検査機関の業務の適正化、構造計算適合判定、建築士等の業務の適正化及び罰則の強化、図書の保存等建築基準法の強化がされた。 				
必要性	建築基準法に基づく地方自治体の基本的事務				
実施方法	(直営) 一部委託 全部委) (直営の場合 (常勤) (非常勤) 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	909	723	473	814	601	2,808	528	
①決算額（18年度は見込み）	873	612	364	712	456	2,687		
②人件費						100,072		
【事務分担量】 (%)						1,190		
合計（①+②）	721	612	364	712	456	102,759	0	
国（特定財源）						690		
都（特定財源）	96	96	96	95	95	95	95	
その他（特定財源）	23,642	23,957	19,407	16,068	12,746	10,819	12,754	
一般財源	-23,017	-23,441	-19,139	-15,451	-12,385	91,155	-12,849	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	建築確認申請数	720	492	429	373	271	236	
	違反件数	62	28	40	47	78	72	
	証明発行件数	1,509	1,478	1,891	1,017	1,366	1,506	
	閲覧件数					673	1,100	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	消耗品購入（図	210	消耗品購入（図書	176	消耗品購入（図書等）	230
委託料	特定建築物定期	187	構造計算ソフト	1,614	特定建築物定期報告	248	
備品購入	特定建築物定期		特定建築物定期報告	56	特定建築物定期報告		
負担金補	支援システム運	60	耐震強度判定委託等	560	支援システム運用協議	50	
	ノート型パソコン		支援システム運用協	50			
	支援システム運		支援システム運用協	50			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	完了検査実施率	68%	60%	65%	70%	
②						
③						

問題点・課題	<p>1 平成17年11月に発生した構造計算書偽造事件を契機として、建築基準法が平成18年6月に改正された。（施行は平成19年6月予定）</p> <p>その内容は、建築物の安全性確保を図るため、建築確認・検査の厳格化、指定確認検査機関の業務の適正化、建築士等の業務の適正化及び罰則の強化等であり、構造計算書のピアチェックの実施など適正な執行が求められる。</p> <p>2 平成11年に指定確認検査機関が設立されて以来、今日まで処分をめぐるトラブルも生じている。建築確認審査体制の見直しが検討されており、指定確認検査機関への指導、監督の強化を図る必要からも、指定確認検査機関との連携を密にする必要がある。</p> <p>3 建築行政に対する区民の信頼性の回復を図る必要がある。（平成18年6月現在 指定確認検査機関25機関）</p>
実施状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
①	②
平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>① 建築物の安全性確保を図るため、建築確認済証の交付時、建築主等に完了検査を受けるよう啓発文書を配付する。</p>	完了検査の実施率が高くなることにより、安全性が確保された建築物が増え、また建築確認の信頼を取り戻すことが期待される。
<p>② 都区連携をとり、指定確認検査機関の連絡会を立上げる。</p>	指定確認検査機関が設置されて以来、今日まで協議の場がなかった。建築確認検査体制の改正が行なわれる中、連携を密に図っていく必要があり、協議の場を早急に整備することにより、連携がとれるようになる。
③	

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	国民の生命健康、財産の保護を図るために、建築物の安全を確保することは重要であり、地方公共団体における基本的な事務で、優先度も高い。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	応急危険度判定員制度	部課名	都市整備部建築課	課長名	菊池 秀明
		担当者名	広瀬 嘉一	内線	2841
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	応急危険度判定員制度（35-12-50-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成	7年度	根拠法令等	東京都防災ボランティアに関する要綱、東京都被災建築物応急危険度判定要綱、荒川区被災建築物応急危険度判定要綱	
終期設定	○有○無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画 (非計画)	
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境分野			
	政策	安心・安全のまちづくりの推進			
	施策	災害時における体制の強化			
目的	震災等により被害を受けた建築物（被災建物）に対し、余震等による落下物や倒壊の危険性を調査して、その建築物の当面使用の可否を判定し、二次災害を防止する。				
対象者等	震災等により被災した区内建築物。				
内容	<p>震災発生時に、被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、応急危険度判定員が建築物等の被災状況を調査し、二次災害発生への危険の程度を判定し、「危険」「要注意」「調査済」の表示を行う。</p> <p>1 区災害対策本部 荒川区地域防災計画に基づき設置される災害応急活動を行う。</p> <p>2 被災建築物応急危険度判定実施本部 区災害対策本部内に設置し、建築課長が本部長となり、判定員活動を指揮監督する。</p> <p>3 判定員 建築士法で定める建築士で、東京都の講習及び訓練を終了し、東京都防災ボランティアに登録しかつ荒川区被災建築物応急危険度判定会に参加をしている荒川区内在住、在勤者。 （H18.7現在） 東京都登録者数162名（区職員41名＋その他121名。） 区判定員参加者は、上記のうち72名 （荒川区が被災して自力で判定活動ができない場合は、都に支援を求める。）</p>				
経過	平成13, 14, 15, 16, 17年度 平成15, 16年度 平成16年10月	講習会及び連絡訓練を実施 都の判定実施訓練に参加 新潟県中越地震応急危険度判定員として区職員派遣			
必要性	災害時の二次被害を防止するため必要性は高い。				
実施方法	(<u>直営</u> 一部委託 全部委託) (直営の場合 <u>常勤</u> 非常勤 臨時職員) 判定員を一同に集め、講習会を実施。また、連絡訓練を実施。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	283	95	95	46	44	42	32	
①決算額（18年度は見込み）	205	117	83	39	28	36		
②人件費						1,724		
【事務分担量】（%）						20		
合計（①+②）	205	117	83	39	28	1,760	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	205	117	83	39	28	1,760	0	
実績の推移	（単位：人）							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
総会・講習会参加者（人）					35	35	40	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼	23	講師謝礼	23	講師謝礼	26
	食糧費	総会賄	5	総会賄	6	総会賄	6
	一般需用			消耗品等（軍手ほ	7		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	応急危険度判定員登録者数	70人	72人	80人	85人	最終目標100人
②						
③						

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常時における判定体制の充実を図る必要がある。 ・ 荒川区被災建築物応急危険度判定員会を強化するため、実践に即した体制の整備を図る必要がある。
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区） 江戸川区

問題点・課題の改善策検討		
①	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	新たに東京都防災ボランティアに登録した判定員に対して、荒川区被災建築物応急危険度判定員会への参加のPR強化を図る。	荒川区被災建築物応急危険度判定員会の判定員の充実が図れる。
②	連絡訓練等による判定員相互の連携システムの強化や、震災訓練への参加活動により、荒川区被災建築物応急危険度判定員会の強化を図る。	荒川区被災建築物応急危険度判定員会の活性化が図れる。
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	応急危険度判定員の目標数の達成に向けて体制整備を行なうが、区内の発災においては都に支援を求めることになる。

議会質問状況	
--------	--